第6回

鳴門市の水道管工事

鳴門市の水道水を送る管路は給水区域が広く、昭和49年に水道普及率は99%に達しております。 経った古い配水管(水道水管)が多く、通行車両による振動や災害など、さまざまな要因により

現在、40年以上経った古い配水管(水道本管)が多く、通行車両による振動や災害など、さまざまな要因により漏水事故が発生する恐れがあります。将来にわたって、皆さまに安心・安全・安定した水をお届けしていくために、水道施設や管路の整備が重要になります。そこで、配水管(水道本管)の安全を確保するため、点検や補修を行い、古くなった管の計画的な取り替えを進めています。

ずわ大管の工事・・・道路に埋めている配水管(水道本管)は、市の負担で修繕取替工事を行っています。





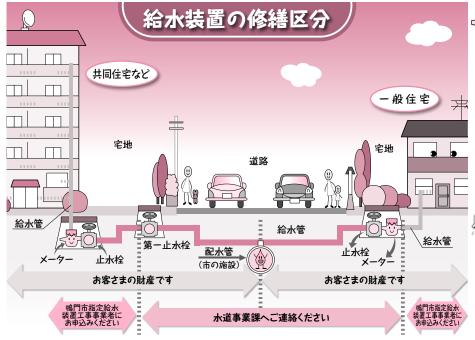


給水装置はお客様の財産です

給水装置とは・・・

道路に埋めている配水管から分岐してご家庭に引き込まれた給水管と、これに直結して取り付けてある止水 栓、水道メーター、蛇口などを「給水装置」といいます。(下図参照)

給水装置はお客様の財産であるため、ご家庭の給水装置の管理は、お客様が行うことになります。



配水管から水道メーターまでの漏水の修繕は・・・

配水管から水道メーターまでは、 多数の方の通行があり、漏水の 原因を特定できないなどの理由 から水道事業課が修繕をします。 また、共同住宅などで水道メー ターの手前に止水栓がある場合 は、「第一止水栓」までが水道事 業課の修繕範囲となります。

水道メーターから蛇口 までの漏水の修繕は・・・

鳴門市指定給水装置工事事業者に修繕の依頼をしてください。なお、修繕費用についてはお客様の負担となりますので、あらかじめ工事内容や費用について十分に打ち合わせをしてください。



今後もお客様が必要とする適切な対応を進めるため、効果的な運営手法の検討など、直面している課題を解決できるよう、水道を利用する皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいります。

~ これからの水道事業について、少しずつですがまた次の機会にご紹介させていただきます ~